

令和7年度 第1回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和7年4月10日(木) 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室303

3 出席委員 (27人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 数馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (1人)
15番 衣笠健一郎 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

局長補佐 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

※ 議長選出

(3) 議事録署名人の決定

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

(4) 連絡・報告事項

ます。相談内容につきましては、高齢になり所有農地の管理が心配で息子も県外で帰ってくる予定はないということです。国への帰属の制度を検討して法務局へ行かれましたけれども、120万円程度の負担金が必要になるということでちょっと難しいなということをおられました。農地の一部が新規水路の設置の際に分断されていて、用水路が水田の中を通っていて水田としては作付けが難しいというようなことでしたので、相談に対する回答としては太陽光などの農地転用について農林課で確認をして農業委員会で報告をするということになっています。結果は聞いておりませんので改めて報告させていただきます。

3番目の〇〇の〇〇〇〇さんでございます。件名については不耕作田の維持管理についてということですが、不耕作になってから数年経過しているという内容です。費用がかかってもよいので、草刈りや耕耘をしてもらうことはできないかということでした。回答としては、近くに耕作されている農業者が別の田を耕耘するついでに打ち込むだけを依頼してはどうか提案させていただいてですね、了承を得たということでございます。内川事務局長のほうがよくご存知ということですので、対応させていただいたということです。

議 長 はい、では内川事務局長。

事務局長 少し申し添えます。3名の相談者さんが一度に来られたものですから、お待たせするのもどうかということで、私のほうで話を聞いたところ近くだったのでお答えさせていただいたということでございます。

 前回の会議の時に、倉吉北高で田んぼを探されているということで福井章人委員さんがあたってみるという話のなかで、この田んぼが候補地に挙がっているということで、きっちり話がつけばそちらのほうで問題がないかなと思いますけれども。なにぶんにも書いてございますとおり、隣の宅地の方がうるさいということで。ちょっと前は〇〇〇の〇〇〇〇さんが作っておられた田んぼなんですけれども、そういったことで撤退されたということでございまして、その方の了解が得られなければこのまま打ち込み等で対応させていただくということです。まず、北高のほうをきっちりと進めていただければと思います。

議 長 はい、福井委員。

5 番 明日の13時に倉吉北高で担当者と、もしよければ農林課の清水主幹にも話を聞いてもらって、また経過を報告します。

議 長 はい、では今回はこれで報告ということで引き続き進行させていただきます。

(5) 議 事

議 長 続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり、番号1〇〇地内における田、畑5筆の贈与の1件の申請がございます。この贈与につきましては親族関係はないと聴取しております。

次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号2につきましては〇〇地内における9区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号3は〇〇地内における8区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。

続きまして議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案6ページのとおり2件の申請がございます。

議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてですが議案8ページのとおり、1件の申請がございます。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画については議案11ページから15ページのとおり83件の利用権の設定と、議案の16ページから18ページのとおり3件の所有権移転について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります高見委員、田倉委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いいたします。

1番 報告させていただきます。先ほど会長が言われましたとおり、6人で現地を視察いたしました。特に問題はないということを確認いたしましたので報告いたします。

議長 はい、ただ今報告がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても現地の調査に行っておりますので、引き続いて高見委員より報告をお願いいたします。

1 番 はい、報告させていただきます。確認の結果1番、2番とも問題なしということですので報告させていただきます。

議 長 ただ今の案件について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたしますが、本件につきましても先ほど同様現地の調査に行っておりますので、高見委員より報告をお願いいたします。

1 番 報告します。現地に行ってきましたところ、そんなに大きな木は生えておらず少しトラクターで打てば問題なく田んぼに返るということを確認しましたので、2万円が妥当ではないかという結論になりました。以上です。

議 長 ただ今報告がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第5号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

14ページ番号61番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので14ページ番号61番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページ農地番号61番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の1筆1, 082㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして進行させていただきます。13 ページ番号52 番から58 番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6 番 藤井委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは、藤井委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 13 ページ農地番号52 番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇の1 筆7 4 2 m²の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号53 番から58 番まで合計いたしまして7 筆の1 0, 0 2 0 m²の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長 ただ今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件については終わりましたので、その他の案件について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、11 ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、11 ページの番号1 番から15 ページの番号8 3 番まで、合計で1 2 7, 1 2 0 m²の水田、畑でございます。

続きまして、16 ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成

機構に移転して、次に機構から○の○○○○さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は○の2筆2, 537㎡の水田でございます。対価は100, 000円、10アールあたりですと39, 417円でございます。

続きまして、17ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、○○の○○○○さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から○○○の○○○○さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は○○○の2筆3, 603㎡の水田でございます。対価は179, 000円、10アールあたりですと49, 680円でございます。

続きまして、18ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、○○○の○○○○さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から○○○の○○○○さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は○○○の2筆1, 290㎡の水田でございます。対価は60, 000円、10アールあたりですと46, 512円でございます。

賃借権受ける者の農業経営の状況につきましては19ページから39ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、40ページから41ページ記載のとおりでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今全体につきまして説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。20、21ページの○○○○○○○○○はここを見ると2年前から書いてありますが、新しい法人でしょうか。改めて出されたんでしょうか。

議 長 はい、農林課、○○○○○○○○○について。

農林課 農林課の清水です。今回の議案までは鳥取県が告示をすることになっておりまして、県の方針としましては新しく認定する法人の場合には、こういった法人のあり方がわかるものを出すということでこのような書類を出しております。来月以降は倉吉市が認定の許可を出すようになります。それにつきましてはある程度組織がわかりますので、このような詳しいものは出さずに農業委員会がこれまでやっていた利用権と同程度の書類を提出するようになっております。以上です。

議 長 よろしいですか。

13番 はい、もう1点。○○○○○○○○○、○○○○○○○○○も含め機械状況が書いてないところもあるようですが、借りてやっているという解釈でいいでしょうか。

農林課 機械所有の欄につきましては、個人さんは自己申告で計画の中に書いてこられる内容を書いております。法人としては機械所有はありませんので記載があ

りません。

議 長 よろしいですか。はい、美田委員。

1 4 番 ○○○○○○○○○の件ですけれど、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○というの
がありまして、そこで保有している機械のコンバイン、田植機、トラクター、
管理機等全部そちらのほうで対応しております。

議 長 よろしいですか。

1 3 番 はい。

議 長 他にございませんか。はい、高見委員。

1 番 1 番 高見です。説明させていただきます。○○○○○の件ですけれども、
代表者が機械を全部所有しております、代表者の機械を賃貸して使用してい
ます。今年からコンバインを1台買うようにしております。

議 長 はい。他にありませんか。鐵本委員。

1 3 番 賃料がゼロというのは使用貸借ということによかったでしょうか。6番とか
7番ですね。

議 長 使用貸借ですね。

事務局 はい、そうです。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第5号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお
願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以
上で議事は終結いたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条
の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任より説明をしてく
ださい。

事務局 別冊の2ページから5ページまで、農地法第5条の規定による許可を必要と
しない届出書についてでございます。2ページの(1)及び3ページの(2)

議 長 続きまして（２）あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本補佐より説明をしてください。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

8 ページ、3 番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は、売買、使用貸借ということであります。

10ページ、5番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の畑であります。相談内容は、売買、賃貸借、使用貸借、交換ということであります。

12 ページ、7 番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は、賃貸借ということであります。

議 長 まず1番目、〇〇〇は田倉推進委員。

議長 2番目、〇〇ですね。

議 長 そうですね。福井さん、推進委員の山脇さんと2人でやってみてください。
 お願いします。

9番 堀川委員と。

議 長 じゃあ2人でお願いします。続きまして4番は〇〇〇、〇〇の前ですね。小谷委員。

小谷推進委員 昨日話をしまして、メインが衣笠委員、サブが小谷です。

議 長 はい、続きまして〇〇、田倉委員、塚根さんも。続いて、〇〇。福井推進委員さん、やってみてください。

福井推進委員 はい。

議 長 それから、これも〇〇〇か。小谷委員さんかな。

小谷推進委員 4番と一緒にメインが衣笠委員、サブが小谷で対応します。

議 長 わかりました。水が当たらんところですね、ここは。
続きまして、あっせん活動の状況について報告をお願いします。1番、藤井委員。

6 番 すぐに〇〇〇〇さんをお願いしたら受けてもらいましたので、判をいただいてまいりまして、解決しました。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして松本委員。

1 6 番 現耕作者の山協会長からお願いします。

議 長 本当は契約解除しようかと思ったけど、誰に聞いても作り手がないもので。最終的には改良区の賦課金を払ってもらえませんでしたって言われまして。後3年のうちにまた探してみたいと思います。
続いて3番、堀川委員。

1 1 番 1 1 番 堀川です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は耕作者が見つかりました。〇〇〇〇は敷地になっていて耕作は無理でした。

議 長 宅地みたいになってるってことか。田んぼになってないか。

1 1 番 なっていないです。

議 長 連絡して非農地証明ならできるって言わんとな。
続きまして(4)農地利用最適化業務活動日誌の提出について、梶本補佐。

事務局 (4)農地利用最適化業務活動日誌についてです。昨年度は活動日誌の提出を徹底していただきまして、ありがとうございます。今年度も引き続き交付金の事業がありますので、よろしくお願いします。昨年度の活動実績に応じた報酬については、5月に支払いする予定としておりますのでその後ご確認ください。
続きまして、今日資料を置いております。令和6年度農業委員会の農地利用

最適化推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてでございます。まず1ページ目は、農業委員会の状況につきまして令和7年4月1日の状況を記載しております。最初に農業委員会の現在の体制ということで、定数及び実数をそれぞれ記載しております。真ん中あたりに認定農業者、昨年163人だったですけれど、現在は162人となっております。

続きまして2ページからは最適化活動の実施状況について記載しております。農地の集積については2ページで、今年度末の集積面積は1,337ヘクタールで昨年末は1,360ヘクタールであったので23ヘクタール減少した結果となりました。遊休農地の発生防止、解消については2ページから3ページに記載しており、新規参入の促進については3ページから4ページに記載しております。

続きまして、4ページからは最適化活動の活動目標と実績を記載しております。毎月日誌を月8日記載していただいておりますが、4ページの中程に1人当りの活動日数を月8日と目標設定して、皆さまにお願いしているところとなっております。

5ページは新規参入の相談会への参加として、追加として10月から1月に農業に関する相談会を午前と午後に実施していることの目標と実績を記載しています。真ん中に評価点を記載しておりますが、評価点が昨年は3点であったんですが今回は農地の集積が減少した結果であったため、ゼロ点ということになっております。

6ページは事務の実施状況を記載しています。総会とか部会の開催実績等を記載しております。

続きまして7ページからは令和7年度の最適化活動の目標の設定等について記載しております。最適化活動につきましては、令和4年度から先ほど触れた内容について新たに実施しておりますけれども令和7年度も引き続き継続していく目標としております。詳細については記載のとおりでございます。

最後に、現時点ではまだ県とすり合わせ確認作業中でございますので若干数値などの修正等はあるかもしれませんが、最終は6月のホームページに掲載する予定としております。以上でございます。

議長 はい、(5) その他。

事務局 まず最初に緑の募金についてでございます。羽根を机の上にお配りさせていただきました。帰りによろしいので、募金箱を後ろに置いておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして農業委員会会議の時間についてということで、来月は総会がありますので会議は午後3時と思ひています。会議は午後3時、会議終了後に定期総会及び懇親会という日程で進めていきます。定期総会の開催文書は、本日総務委員会がありますので委員会を終わって、明日発送したいと思ひております。懇親会の出欠席の確認を行う予定としておりますのでよろしくお願ひします。文面を見ていただければと思ひますが、欠席の場合のみご連絡ください。出席の場合はそのままお願ひします。懇親会場は上井のラパラです。よろしくお願ひします。最後に来月5月から10月までがクールビズの期間に入ります。軽装でお願ひします。私のほうからは以上です。

議長 はい、他にありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後 2 時 3 5 分 閉 会 —